



撓まず 屈せず がんばろう 釜石！

佐須地区

発行日：平成 25 年 9 月
発行元：釜石市復興推進本部

復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

佐須地区の復興まちづくり協議会では、土地利用計画の検討案や今後の事業スケジュール、災害危険区域の範囲等について説明し、参加者のみなさまと意見交換を行いました。

災害危険区域や移転先について、参加者のみなさまの合意を得られたことから、今後、詳細な検討や調整を進めてまいります。



開催概要	開催日：平成 25 年 8 月 28 日（水）	時間：18：00～19：30
	場所：佐須集会所	参加人数：17 人

土地利用計画の提示（市検討案）について

佐須地区では、高さ 14.5mの防潮堤を計画しています。また、現在ある陸間、防潮堤の嵩上げに際して廃止し、乗り越える道路を計画しています。

住居の移転先については、元案では合計 11 戸の住宅用地を計画していましたが、個別の聞き取り調査結果を踏まえ、合計 6 戸の案で宅地割りの見直しを図りました。

計画案は、最終のアンケート調査の結果等を考慮した上で、必要面積等の細かな調整をしていく予定です。

元案



【別添資料 6 ページ】

意見を踏まえ見直した土地利用計画



【別添資料 7 ページ】

事業実施のスケジュールについて

平成 25 年度中に詳細設計を行い、用地買収を平成 26 年 7 月にかけて行います。用地取得後、住宅地等の造成工事を進め 27 年度 3 月までに完成させる予定です。

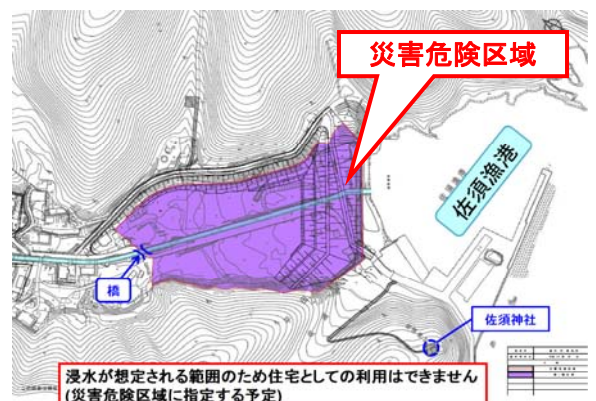
復興公営住宅については、平成 27 年度 9 月の完成を目標に工事を進めたいと考えています。

災害危険区域の設定について

佐須地区では右図の紫色の部分、浸水が想定される範囲（第一種区域に指定）のため、新しく住宅を建てる事が出来ません。

建てることできるのは、倉庫、事務所など居住しない建物のみとなります。

災害危険区域図



【別添資料 14 ページ】

住宅再建支援制度について

現在の自力再建支援制度以外に、国から追加で分配された基金を活用して、新たな支援制度（釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金、釜石産木材活用住宅推進事業）が拡充されました。全て、被災時に遡って適用されます。

釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金

- 【補助額】最大 50 万円→最大 100 万円に拡充
- 住宅が全壊又は半壊以上で解体した世帯の方が市内に新しい住宅を建設・購入する（した）場合に補助します。
- 複数世帯の場合 100 万円、単身世帯 75 万円
- 災害公営住宅に入居した世帯は対象外です。すでに補助金を受領している方は差額を支給します。

釜石産木材活用住宅推進事業

- 【補助額】最大 100 万円
- 釜石産木材を利用して住宅を新築する場合、木材の使用量に応じて助成します。
- 県産材の補助を受けていても、重複して補助を受けることができます。



このような意見をいただきました

- バリアフリー住宅にすれば建築費が高くなると思うが、どの程度の仕様であればバリアフリー補助金の適用になるのか。

バリアフリー補助金の適用となる等級3以上というのは、部屋の中に段差がない、トイレやお風呂に手すりが付いている、建具幅が車いす幅である、などの基準があります。ハウスメーカーに制度を使いたい旨を相談するか、市役所においても基準の詳細等をご説明できますのでご相談ください。

- 防潮堤の完成前にまた同じような津波が来て被災した場合、住宅を再々建するための制度はないのか。

現時点では、そうしたケースを想定した制度がありません。まずは逃げることも含め、各自のご判断をお願いいたします。また、宅地整備後、長い時間があかないよう防潮堤の早期完成を目指して努力します。

- 浄化槽整備の補助はどんな制度か。また、一般的に設置費用はどのくらいか。

目安としては、5人浄化槽が約50~60万円、最も一般的な7人槽が70~80万円、2世帯住宅規模の10人槽が約100万円です。補助基準額といて、一般的な価格を定めており、その7割が補助されます。

- 土砂災害危険区域で住宅を建てるための対策は、個別の建物でなく行政で山側に擁壁をつくるなどの対策を図ってもらう方がありがたい。

個々の宅地で土砂が流れてくる方向の基礎を上げ、補強するような対策をとって頂くこととなります。土地利用の制約や整備費の点から、個別に対策をとって頂かなければならない地域であり、ご理解頂きたいと思います。



- 土砂対策を図った住宅をどのような基準や流れで建てれば良いのか。

振興局が高さの基準を管理しています。住宅の設計業者が決まれば、データを入手し設計します。建築確認を取った後、建築するという流れになります。

- 用地買収は、いつぐらいからどんなアプローチで進めていくのか。

土地単価の算定が出来ていますが、全ての土地を買う方と一部を買う方とで時期が変わってきます。用地買収は、全ての土地を買う方から開始し、土地の一部を買う方については、詳細設計が終わってからのご相談となります。今後、個別に電話連絡等を差し上げて、ご相談させて頂くこととなります。

土地利用のあり方については、できる限りみなさまの期待に応えられるよう進めていきたいと思っております。1日も早く工事を完成させたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



復興計画の事業進捗等については復興新聞や市のホームページでも公開しています。あわせてご覧ください。

■協議会等に関するお問い合わせ
釜石市復興推進本部

TEL : 0193-22-2111 (内線 192)
FAX : 0193-22-9505